

大学生協だからできる少ない掛金 + 保険料で充実した保障

大学生には大学生協の保障制度

2020年度版

厚生労働大臣認可

大学生協の

学生総合共済

生命共済 あわせておすすめする保険
| 学生賠償責任保険(一人暮らし特約 なし・あり) | 就学費用保障保険

生命共済(掛金)

1年間の掛金
14,400円

就学費用保障保険(1口あたりの保険料)

卒業予定年	1年目の保険料
2021年卒業 専門学校生など	450円
2022年卒業 短大生、院生など	1,200円
2023年卒業 博士課程など	1,910円
2024年卒業 学部生	2,600円
2025年卒業 高等専門学校生など	3,240円
2026年卒業 医・歯・薬・獣医系など	3,870円

◆卒業までの期間が短くなるにしたがい、2年目以後の保険料は少なくなります。

【例】	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
2024年卒業予定(4年制)	2,600円	1,910円	1,200円	450円	—	—
2026年卒業予定(6年制)	3,870円	3,240円	2,600円	1,910円	1,200円	450円

上記保険料は2020年4月1日時点のものです。保険料は保険料率の改定等により変更となる可能性があります。

学生賠償責任保険(保険料)

- 実家通学の方
- アパート・寮などにお住まいだが「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が不要な方
- アパート・寮などにお住まいで「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が必要な方

一人暮らし特約なし
1年間の保険料
1,800円

一人暮らし特約あり
1年間の保険料
8,500円
(1,800円+6,700円)

◆学生総合共済、学生賠償責任保険および就学費用保障保険の掛金・保険料は2020年4月29日までに払込んだ場合の金額です。

学生賠償責任保険(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)-就学費用保障保険については30%の団体割引が適用されます。
●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。なお上記の学生賠償責任保険の保険料(施設・生産物賠償責任保険を除きます)は、職種別A・学生の場合の保険料です。

※生命共済の掛金は34歳までの方の掛金です。35歳以上の方、在学中に35歳になる方、扶養を受けない方は、掛金・保障内容が異なります。お問い合わせは下記へお願いします。

※掛金・保険料を口座振替することにより契約は卒業予定年まで自動継続します。
2年目からの掛金・保険料の支払いは口座振替です。

※就学費用保障保険は最大15口まで加入できます。ただし、就学費用保障保険は1被保険者につき1契約とします。

※学生賠償責任保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社(幹事)と締結する団体契約の保険です。

※就学費用保障保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、東京海上日動火災保険株式会社(幹事)と締結する団体契約の保険です。

加入手続きについてのお問い合わせは

加入資格や加入プランなどの手続きに関することは

各大学生協の窓口まで <https://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html>



保障内容についてのお問い合わせは

大学生協の共済・保険へのご加入を検討し、保障内容について詳しくお知りになりたい方はこちらまで

大学生協 共済・保険サポートダイヤル **0120-335-770**

☎おかけいただくと音声ガイダンスが流れます。音声ガイダンスに従い番号を押してください。
(音声ガイダンスの途中でも番号を押すことができます。)

受付時間 【平日】9:40~17:30 【土曜】9:40~13:00 【日祝および12/28~1/5】休業

2/15(土)~4/20(月)は受付時間を延長します。 受付時間 【平日】9:00~19:00
日曜・祝日も受付します。 【土日祝】9:00~17:00

全国大学生協共済生活協同組合連合会のWebサイト内「よくいただくご質問」もあわせてご覧ください。 <https://kyosai.univcoop.or.jp/>



※パンフレットの記載内容は予告なく変更することがあります。

UNIV. CO-OP 全国大学生協共済生活協同組合連合会
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
<https://kyosai.univcoop.or.jp/>

取扱代理店
株式会社 大学生協保険サービス
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
<https://hoken.univcoop.or.jp/>

承認番号: ucm200101(2), A19-100577, 19-T01618, B19-0468-20200617
使用期限: 2021年4月1日



212 大学生協
約 73.6 万人
加入

給付件数
44,656 件
給付金額
約 34 億 484 万円
(※2018年4月~
2019年3月)

加入者
16 人に 1 人が
給付を受けて
います

UNIV. CO-OP 全国大学生協共済生活協同組合連合会

「もしも」のときに 学業継続をささえます

タヌロー
学生総合共済の
マスコットです。



学生総合共済は、「学生どうしのたすけあい制度」です 困ったときに全国の加入者の掛金から共済金をお支払いします

学生総合共済は、困ったときにお見舞い(共済金)をおくことを目的として1981年にはじまった、学生どうしのたすけあいの制度です。
加入者のケガ・病気や父母扶養者の万が一の際に、全国の加入者の掛金から共済金を支払うことによって、加入者の経済的な損失を補い、生活の安定をはかり、学業継続を少しでもささえることを目的としています。
また、共済とあわせておすすめする保険で大学生活の様々なリスクに備えられるようになっています。



「大学生」には「大学生協の共済・保険」がおすすめです

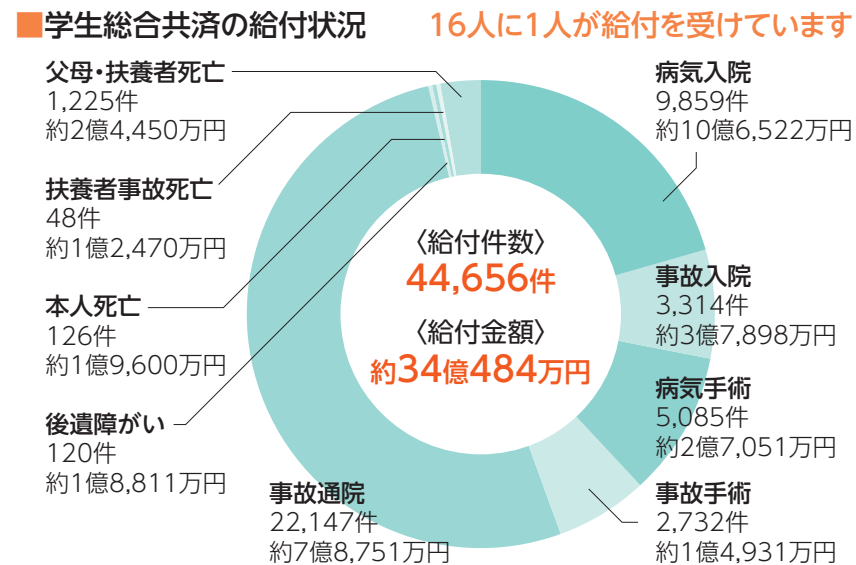
学資保険やこども向け保険・共済の次は、大学生の生活実態にぴったりの「大学生協の共済・保険」へのご加入がおすすめです。



※学生総合共済(生命共済)は他の保険・共済から保険金・共済金が支払われた場合でも共済金の給付を減額することはありません。

全国で約73.6万人が加入！ 1件あたりの平均給付金額は76,245円

2018年9月時点で全国の212大学生協、約73.6万人が学生総合共済に加入しています。ケガや病気の状態によっては、かなりの高額となるケースもあります。実際の治療費以外にも、通院のための交通費やアルバイトに行けず収入が減少するなど、学業継続を妨げるような経済的負担になる場合もあります。学生総合共済は、学生生活にぴったりあうよう考えられた保障となっています。



(2018年4月～2019年3月)

こんなとき
どうする？

学生を取り巻くさまざまなリスク

学生生活の「もしも」にそなえる



ケガや病気の「もしも」

「生命共済(P3-P4)」で安心！



病気やケガで入院・手術した



交通事故でケガをした



海外旅行中に入院した



こころの病にかかった



日常生活の「もしも」

「学生賠償責任保険(P5)」で安心！



自転車に乗っていて他人にケガを負わせた



歩行中に誤ってぶつかり他人の物を壊した



臨床実習中、使用済の注射針で感染してしまい、自身の治療を行った

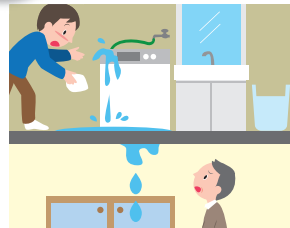


アルバイト中窓ガラスに工具をぶつけて割ってしまった



一人暮らしの「もしも」

「学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり(P5-P6))」で安心！



水もれを起こしてしまった



電気ストーブで火事を起こしてしまった



台風・風水災で家財に損害があった



3日以上入院したため実家から家族がかけつけた



扶養者の「もしも」

「就学費用保障保険(P7)」で安心！



扶養者が亡くなった



扶養者が事故で重度の後遺障がいを負った



生命共済

BF



学生本人のケガや病気に備えるたすけあいの制度
病気やケガを24時間365日、学内外・国内・海外を問わず保障します。地震・噴火・津波によるケガも保障。

ポイント1

入院保障は
1日目から200日まで
日額 **10,000円**

ポイント2

ケガでの通院は
1日目から90日まで
日額 **2,000円**

ポイント3

手術は日帰りも含め
1回につき
定額 **5万円**

ポイント4

特定の傷害により
固定具をつけた場合
1事故について定額 **2万円**

ポイント5

精神疾患の診療を受けたとき
こころの早期対応保障
(1共済期間に1回) **10,000円**

ポイント6

持病がある方も
加入 できます
※詳しくは、「保障のあらまし」を
ご覧ください。

■主な保障の種類

入院保障	事故によるケガや病気の治療のために入院した場合に保障します。(日帰り入院から保障します)	後遺障がい保障	事故によるケガや病気のために後遺障がいを被った場合に保障します。
手術保障	事故によるケガや病気の治療のために所定の手術を受けた場合に保障します。(入院を伴わない手術も保障します)	学業復帰支援臨時費用保障	病気・ケガのために重度後遺障がいを被り学業復帰をされた場合、その一時金を保障します。
通院保障	事故によるケガの治療のために通院した場合に保障します。(入院の有無にかかわらず保障します)	死亡保障	学生本人が死亡した場合に保障します。(死亡原因は問いません)
こころの早期対応保障	精神疾患の治療を目的とし、精神科専門療法の診療を初めて受けたときに保障します。	父母扶養者死亡特約	父母、扶養者が死亡した場合に保障します。
特定傷害固定具保障	特定の傷害により事故日から180日以内に固定具を装着した場合に保障します。	学業継続支援特約	扶養者が事故や病気で死亡またはケガで重度後遺障がいを被った場合に保障します。

ストーカー被害見舞金

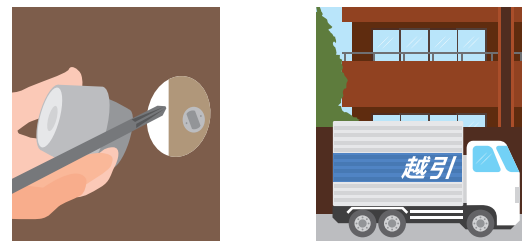
〈生命共済加入者全員対象〉

定額 **5万円**

ストーカー被害を警察に届け出た場合、被害拡大予防のための鍵交換費用や引っ越し費用の補てん等のための見舞金です。



＼被害拡大予防を目的とした見舞金です／



■保障内容と掛金 学生本人のケガや病気の保障に扶養者の死亡保障をプラス

病気	入院保障 入院1日目から200日まで保障	日額 10,000円
	手術保障 日帰り手術も対象となります	1回の手術につき 50,000円
	重度後遺障がい保障(1~3級) 病気により重度後遺障がいとなった場合	後遺障がいの等級に応じて 600万円~540万円
	こころの早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	(1共済期間に1回) 10,000円
ケガ	入院保障 入院1日目から200日まで保障	日額 10,000円
	通院保障 ケガによる通院を保障。1日目から90日まで	日額 2,000円
	特定傷害固定具保障 ケガで固定具を装着した場合	1事故について定額 20,000円
	手術保障 ケガで手術をした場合を保障。日帰り手術も対象	1回の手術につき 50,000円
病気・ケガ	後遺障がい保障(1~14級) ケガによる後遺障がいとなった場合	等級に応じて 600万円~24万円
	学業復帰支援臨時費用保障 重度後遺障がいを負って復学した場合	100万円
本人の死亡	死亡保障 学生本人が死亡した場合(死亡原因は問いません)	100万円
父母・扶養者の死亡	父母扶養者死亡特約 父母・扶養者が死亡した場合	20万円
	学業継続支援特約(扶養者のみ) 扶養者が事故や病気で死亡またはケガで重度後遺障がい状態になった場合	事故死亡 500万円 事故重度後遺障がい(1~3級) 500万円~450万円 病気死亡・その他死亡 30万円

1ヵ月あたり
1,200円

1日あたり
約**40円**

1年間の掛金
14,400円

※掛金は2020年4月29日までに払込んだ場合の金額です。

※生命共済の掛金は34歳までの方の掛金です。 ※詳しくは保障のあらまし「生命共済」をご覧ください。

生命共済加入者のための安心サポート 学生生活無料健康相談テレホン

保護者も
利用できます

からだところの健康相談

からだところに関する悩みに専門の相談員がお答えします。対面では相談しにくい内容でも時間帯に関係なく安心して利用できます。

くらしの相談

一人暮らしで困ったことやスチーマーのトラブルなど、生活をしている上で困ったことのお手伝いします。

24時間
365日
無料



専門の相談員がお答えします

ヘルスアドバイザー	看護師・保健師・管理栄養士
専門医	内科・整形外科・精神科・皮膚科・眼科・泌尿器科・婦人科・耳鼻科・歯科
メンタルヘルス	臨床心理士など

※学生生活無料健康相談テレホンの連絡先とご利用方法は、共済証書送付時にご案内します。
※病気になったりケガをしたりしなくても受けられるサポートとして、多くの学生・保護者に利用されているサービスです。
※応急処置・近所の病院の紹介、急に具合が悪くなったとき夜間でも受診できる病院の紹介のご相談に応じます。



他人への賠償と一人暮らしの保険 学生生活のさまざまな賠償や

一人暮らしにそなえる

SUPIC
SUPIC (スピック)とは大
学生協がおすすめして
いる保険の、マスコット
キャラクターです。



学生賠償責任保険にお部屋の保障をセット /

学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし) 19H

- 実家通学の方
- アパート、寮などにお住まいで、「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が**不要**な方
- 国内・国外の保障です。

19H **ポイント1**

自転車乗車中に他人をケガさせたり他人の財物を壊した場合など、
1事故最高3億円まで保障します

19H **ポイント2**

実験・実習中に発生した加害事故や医療実習中に発生した事故による、院内感染の予防措置・治療の**費用を保障**します

19H **ポイント3**

インターンシップ中やアルバイト中、さらに海外での**賠償事故も保障**します

学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり) 19HK

- アパート、寮などにお住まいで、「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が**必要**な方
- 一人暮らし特約は国内のみの保障です。●「賃貸借契約」があることが必要です。
- 一人暮らし特約のみの加入はできません。

19HK **ポイント4** 一人暮らし特約あり

借家人賠償責任保障は**1,000万円**まで保障します

19HK **ポイント5** 一人暮らし特約あり

借家人賠償責任保障は水もれ等による、借用住宅への損害賠償責任を保障します(示談交渉サービス付)

19HK **ポイント6** 一人暮らし特約あり

家財保障、盗難保障では火災や水ぬれによる家財の損害、家財や現金・自転車等の盗難にも対応します

学生賠償責任保険は、日常生活、正課の講義、インターンシップ中
等における賠償事故を保障する保険です。

支払限度額・保険金額と保険料	学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし) 19H	1年間の保険料	1,800円
日常生活および実習中 <small>(正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外)</small>	個人賠償責任保障※1 日常生活での他人に対する賠償責任を保障例)・他人の財物や商品を誤って破損させた・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた・就業体験先から借りたパソコンを落として破損させた など	1事故最高 3億円 まで <small>(情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。)</small> (示談交渉サービス付)	
正課の講義(インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(国内・国外)	人格権侵害賠償責任保障※2 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する損害賠償責任を負担した場合を保障	年間最高 500万円 まで	
	感染事故損害防止費用保障 正課の医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障	年間最高 500万円 まで	
傷害見舞費用保障 ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約)セット 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合を保障		被害者1名につき最高 50万円 まで <small>(上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、費用の種類によって金額は異なります。ただし1事故につき最高100万円までとなります。)</small>	
後遺障がい保障※3 ☆死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット ケガにより被保険者が所定の後遺障がいを負った場合を保障		最高 10万円 まで	

※1 下記のような場合は保険金をお支払いできません。
●自動車、バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任
●スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)
●大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)
※2 人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。
※3 後遺障がいの程度により、支払う保険金の額が異なります。

一人暮らし特約なし・ありどちらにも示談交渉がついています。一人暮らし特約ありでは貸主(大家)さんとの交渉もします。

示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。



「一人暮らし特約あり」には、
左ページの保障がすべて含まれます。

- 個人賠償責任保障

人格権侵害賠償責任保障

感染事故損害防止費用保障
- 傷害見舞費用保障

後遺障がい保障

示談交渉サービス付

支払限度額・保険金額と保険料	学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり) 19HK	1年間の保険料	8,500円
借家人賠償責任保障※4 ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 ☆賠償事故の解決に関する特約セット	借家人賠償責任保障※4 被保険者の過失により、借用住宅を破損し、貸主(大家)に対する法律上の賠償責任を負った場合を保障	1事故最高 1,000万円 まで (示談交渉サービス付)	
家財保障 ★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	家財保障 火災・水ぬれなどによる住宅(敷地内を含む)内の家財の損害を保障 破損・汚損保障 不測かつ突発的な事故で被保険者の住宅(敷地を含む)内の家財などが破損・汚損した場合を保障 臨時費用 住宅(敷地を含む)内の家財に損害を被ったときに生じる臨時費用を保障	1事故最高 200万円 まで 1事故最高 50万円 まで (免責金額1万円) 損害保険金の 10% (1事故1敷地内ごとに最高20万円まで)	
盗難保障※5 ★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	家財・自転車盗難保障 住宅(敷地を含む)内の家財や自転車が盗まれた場合の損害を保障 現金盗難保障 住宅(敷地を含む)内において現金などが盗まれた場合を保障	1事故最高 50万円 まで 1敷地内につき 10万円 まで	
修理費用保障 ★借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約	借用住宅修理費用保障 盗難に遭い窓ガラスや鍵を壊され、修理代を負担しなければならない場合などを保障 家具移動や搬入搬出または盗難における借用住宅内の損傷や投石などによる窓ガラスの破損等を保障	1事故最高 15万円 まで	
父母駆けつけ費用保障 ★救護者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救護者費用等補償(入院ワイド型)特約)セット	水道管修理費用保障 借用住宅の水道管の凍結による破裂などの修理費用を保障 父母駆けつけ費用保障(救護者費用) ケガや病気のため、3日以上入院した場合や、事故により生死が確認できない場合等に、親族が現地に駆けつけるために支出した交通費・宿泊費等を保障	1事故1敷地内ごとに最高 10万円 まで 10万円まで	

※4 下記のような場合保険金はお支払いできません。
(詳細は、P15をご参照ください。)
●欠陥、腐食、さび、かび、その他自然消耗などを原因とする損害
●地震・噴火・津波による損害
※5 通学途上で財布を盗まれたような住宅(敷地を含む)外での盗難事故などはお支払いできません。

■入学前火災保障について

新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学前火災保障期間に発生した借用戸室に起因する事故によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保障します。(P24参照)

(注)「一人暮らし特約」とは、賠償事故の解決に関する特約付借家人賠償責任補償(オールリスク)特約、借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約、保険の対象

および損害額の上限変更に関する特約付住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約、疾病補償特約付救護者費用等補償(入院ワイド型)特約等を指します。

就学費用
保障保険

学業継続のための費用

扶養者の「もしも」にそなえる

就学費用保障保険 (総合生活保険)

19W



扶養者が病気やケガで死亡したり、ケガで
重度後遺障がいを負って学生本人が**扶養者に
扶養されなくなった場合**の学資費用をサポート

ポイント1

入学する**大学・学部ごとに異なる学費**に合わせて
柔軟に設計ができます。
(例:私立文系4口、国立理系3口など)

ポイント2

大学授業料や教科書・教材等のほか、
通学定期代・賃借料も対象です。

学資費用の保障とは

- 大学に納付する授業料、実験・実習費など
- 大学からの指示に基づく教科書・教材などを購入した費用
- 通学のための定期代および一人暮らしの方の家賃・下宿代(口数に関わらず年間10万円限度)

保障内容と保険料(1口加入の場合) ※最大15口までご加入いただけます。

学資費用の保障 上記の費用(実費)を卒業予定年まで毎年保障します	1年間最高 25万円まで (定期代・賃借料は口数にかかわらず年間10万円まで)	1年間の保険料 2,600円(1口) 2024年卒業予定の 1年目の保険料
学生本人が後遺障がいを負ったときの保障 「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガで後遺障がい を負った場合に保障します	1事故最高 10万円まで (後遺障がいの程度に応じて金額が決まります)	
保険料(1年目) あわせてP27をご確認ください。 卒業予定年までの期間によって保険料が異なります	2021年卒業 450円 2022年卒業 1,200円	2023年卒業 1,910円 2024年卒業 2,600円
	2025年卒業 3,240円 2026年卒業 3,870円	(1口加入の場合)

※卒業予定年までの期間が短くなるにしがたい保険料が少なくなります。 ※地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも対象となります。
※保険料は2020年4月29日までに払込んだ場合の金額です。 ※詳しくは制度のあらまし「就学費用保障保険」をご覧ください。

次のような場合、保険金はお支払いできません。

- 保障開始前に既に負担していた(払込みが終了した)学資費用
 - 扶養者が病気、事故*で亡くなられる前に既に負担していた学資費用
 - 扶養者が保険開始前に発病した病気や事故*により亡くなられた場合
- ※事故の場合は、重度後遺障がいを含みます。(注)詳しくは、Webページ「就学費用保障保険(始期前発病について)」をご覧ください。

大学生協の共済・保険について、よくいただくご質問

Q 他の保険に入っているのに
生命共済は必要ないのでは?

A 他の保険から保険金が
支払われても、生命共済への
給付申請はできます。

Q 今まで入院や通院をしたことが
ないので、必要ないのでは?

A 大学生生活のリスクに備えた
保障が必要です。

「学生総合共済」は学業継続への影響が大きな長期入院(地震・津波や危険なスポーツによるケガ、精神疾患による入院含む)や扶養者の万が一の場合の保障もあります。また、治療実費を保障するのではなく、入院等の事実に基づいた定額での保障です。**入院・通院した場合、食事代やタクシー代など医療費以外のさまざまな費用がかかります。また、アルバイトに行けない等、収入面での不安も広がります。そんな万が一に備え「卒業までの学業継続」を第一に考えた「学生どうしのたすけあい制度」です。ぜひご加入ください。**

大学生生活は高校時代と違い、授業・レポート、サークル活動、アルバイト等、行動範囲が大きく広がり、それにともない病気や事故にあうリスクも高まっています。**実際、1年間で16人、4年間に換算すると4人に1人の学生が共済の給付を受けています。万が一の病気事故に備えて、大学時代は大学生活を知っている大学生協の学生総合共済に加入することをおすすめします。**

学生総合共済
あわせておすすめする
保険

学生生活のさまざまな「もしも」に

大学生協の**共済・保険**でそなえる

いいね! と言われる**7**つの特長

1 学生生活にあった保障内容
生命共済

- 事故通院1日目から保障
- 病気もケガも入院1日目から200日まで保障
- 入・通院1日あたりの定額保障だから医療費以外にかかる費用にもあてられる
- こころの病(精神疾患)による入院も保障

2 24時間365日、国内・海外を
問わず保障 生命共済

- 通学中・アルバイト中も ●留学中や就活中も
- 危険なスポーツでも

3 “学生どうしのたすけあい”
少ない掛金で充実した保障

生命共済 1ヵ月あたり **1,200円** 1日あたり **約40円**

4 アパート・寮など、一人暮らしに
必要な保障

- 火災、水ぬれなどで家財が損壊した場合を保障
- 火災や水もれ事故を起こし貸主(大家)さんに対する法律上の賠償責任を負ったとき、1,000万円まで保障
- 物を落として床を傷つけた、手がぶつかってガラスを割ったなど、火災や水もれ以外での損害も保障

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)

5 学内で共済についての相談
や給付申請手続きができる

- 共済の相談・給付申請手続きはあなたの大学の生協窓口で
- ※インターカレッジコープで加入された方はお電話で手続きできます。

6 病気やケガをしないための
予防活動

- 食生活相談・栄養相談 ●自転車事故防止活動
- 「イッキ飲み・アルハラ防止」キャンペーン など

7 学生生活無料健康相談
テレホン 生命共済

生命共済加入者とその保護者の方が24時間365日、からだところの健康や一人暮らしに関する悩みや不安等についてご相談いただけます。
詳しくはP4をご覧ください

共済の 給付実績

「加入していて良かった!」という声が、たくさん寄せられています!

給付を受けた方の声

入学が決まったら、
すぐに加入しよう
入学後もすぐ病気や
ケガが発生してよ



入学後すぐに入院

入学式の2、3日あとの夕食後、高熱・頭痛・嘔吐の症状があり、急性肺炎であることがわかり入院。まさか入院することになるとは思わず、共済に加入してよかったです。まさかは、他人事ではないです。

1年・女子



サークル活動中のまさか

空手サークル活動中、足払いされて転倒して、腰をうち、右足の甲とアキレス腱を痛めた。もしもの時を考えると絶対入っていたほうが良い共済だと思えます。現にまさか自分が入学してすぐにケガをするとは思いませんでしたから。

1年・男子



給付を受けた方の
声をもっと見たいと
いう方はコチラから

入院時の高額負担も安心

就職活動中、睡眠時間も減少して、エントリーシートの提出にも追われる中、第一志望の企業が不合格となり、その日の夜、言動がおかしくなり、双極性障害が再発した。精神科の入院期間は非常に長く、治療費・交通費など高額になり負担が大きいです。みなさまからの助けをありがたく思っています。 4年・女子



精神的な療養入院にも対応

交通事故で身体的ケガはありませんでしたが、事故後にうつ病的な症状が現れました。精神的に病んでしまったことの療養入院にも対応して頂けることがわかり医療費が高額だったため本当に助かりました。



3年・女子



保障のあらまし 生命共済

1 保障内容

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病気 入院保障 共済金	被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に入院を開始した場合。 (注) 新規契約の共済期間開始日以降に発生した不慮の事故 ^(※1) (以下「事故」といいます。)による傷害を直接の原因とする入院も、この共済金での支払い対象となります。ただし、その事故日から180日を経過した日以後に開始した入院に限りです。	[病気入院保障共済金額] × [共済期間中の入院日数 ^(※2)]をお支払いします。 (注1) 病気入院保障共済金の支払いは、1回の入院 ^(※3) につき200日分をもって限度とします。ただし、この共済金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から160日経過した後に開始した入院については新たな入院とみなします。 (注2) 異なる病気により入院期間が重複する場合および病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合、その期間については重複して共済金をお支払いしません。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院。 ●共済期間外の入院および病気による通院。 ●新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を原因とする入院。 (ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の入院は除きます)。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為。 ●原因を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。
こころの早期 対応保障 共済金	被共済者が、精神疾患の治療を目的とし、共済期間中に病院または診療所に通院し、公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる精神科専門療法の診療を初めて受けた場合。 (注) 新規契約の申込日以前に精神疾患の治療を目的として診療を受けた場合でも、共済期間中における同一目的の診療はお支払いします。	こころの早期対応保障共済金額をお支払いします。 (注) 共済期間中に同一の精神疾患または異なる精神疾患の診療を通院で複数回受けた場合、最初に受けた診療に対し1共済期間につき1回限りとします。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院。(例: 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならないカウンセリング等)。
ケガ 入院保障 共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^(※1) による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院を開始した場合。	[事故入院保障共済金額] × [共済期間中の入院日数 ^(※2)]をお支払いします。 (注1) 事故入院保障共済金の支払いは、1回の入院 ^(※4) につき200日分をもって限度とします。 (注2) 異なる事故により入院期間が重複する場合および事故による入院期間と病気による入院期間が重複する場合、その期間については重複して共済金をお支払いしません。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院。 ●共済期間外に発生した事故 ^(※1) による入院。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。 ●原因を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。
ケガ 通院保障 共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^(※1) による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院または通院を開始した場合。 (注) 脱臼、骨折については医師の同意がある場合、柔道整復師の施術を通院と認めます。また、医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	[事故通院保障共済金額] × [通院日数 ^(※2)]をお支払いします。 (注) 事故通院保障共済金の支払いは、事故日から360日以内の通院について、1日目からお支払いします。ただし、1回の通院につき90日分をもって限度とします。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院。 ●病気入院保障または事故入院保障の対象となる入院中の通院。 ●その他、事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
特定傷害 固定具 保障共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^(※1) を直接の原因とする骨折、関節脱臼、腱・じん帯・半月板の完全断裂で、医師の指示により、事故日から180日以内の入通院中に固定具を装着した場合。(ただし、入院期間のみ装着していた場合を除きます。)	特定傷害固定具保障共済金額をお支払いします。 (注1) 同一の事故 ^(※1) による固定具装着に関する支払いは、全共済期間を通じ、1回限りとします。 (注2) 包帯、三角巾、湿布、絆創膏、サポーター、テーピング等による治療および松葉杖の使用ならびに内固定および創外固定は、特定傷害固定具の装着には含めません。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない固定具装着。 ●腱・じん帯・半月板の完全断裂のうち、病気を原因とするもの。 ●病的骨折、特発骨折および歯牙の骨折。 ●先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼、歯牙の脱臼および亜脱臼。 ●その他、事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
手術保障 共済金	被共済者が、病気入院保障共済金、事故入院保障共済金および事故通院保障共済金の支払い対象となる入院または通院期間中かつ共済期間中に、その原因となった病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象 ^(※6) となる手術を受けた場合。	手術1回につき手術保障共済金額をお支払いします。 (注1) 次の場合は複数の手術を受けたときでも、1回の手術とみなします。 ①複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合。 ②同日に複数の手術が実施された場合。 (注2) 手術料が1日または1ヶ月ごとに算定される手術を受けた場合、1日目の手術のみお支払いします。	●公的医療保険制度の対象 ^(※6) とならない手術。(例: 美容整形、視力回復術、検査のための手術等) ●共済期間中の手術であっても、抜歯、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマンなど、短期生命共済事業規約第61条で規定する診療行為。 ●病気入院保障共済金および事故入院保障共済金が支払われない入院期間中に行った手術。

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病気 重度後遺 障がい保障 共済金	被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。	[病気重度後遺障がい保障共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」]の第1級から第3級に定める割合(100%または90%)をお支払いします。 (注1) 共済期間中の病気重度後遺障がい保障共済金の支払いは、共済証書記載の病気重度後遺障がい保障共済金額をもって限度とします。 (注2) ご契約時にすでに後遺障がいがある被共済者が共済期間中に同一部位に後遺障がいを加重した場合、病気重度後遺障がい保障共済金額から所定の金額を差し引いてお支払いします。	●共済期間外に生じた病気重度後遺障がい。 ●新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を原因とする重度後遺障がい(ただし、新規契約申込日から1年経過した日以後の病気重度後遺障がいは除きます)。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。
ケガ 後遺障がい 保障共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 ^(※1) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内に後遺障がいとなった場合。 (注) 事故日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故日から361日目における医師の診断にもとづき後遺障がいの程度を認定してお支払いします。	[事故後遺障がい保障共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」]の第1級から第14級に定める割合(100%~4%)をお支払いします。 (注1) 共済期間中の事故後遺障がい保障共済金の支払いは、共済証書記載の後遺障がい共済金額をもって限度とします。 (注2) ご契約時にすでに後遺障がいがある被共済者が共済期間中に同一部位に後遺障がいを加重した場合、事故後遺障がい保障共済金額から所定の金額を差し引いてお支払いします。	●共済期間外に発生した事故 ^(※1) による後遺障がい。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。
学業復帰 支援臨時 費用保障 共済金	被共済者が、共済期間中に病気重度後遺障がい保障共済金または重度後遺障がいに該当する事故後遺障がい保障共済金の支払いを受け、その後共済期間中に復学し学業を継続する場合。	学業復帰支援臨時費用保障共済金額をお支払いします。 (注) 学業復帰支援臨時費用保障共済金の支払いは、被共済者1名につき、全共済期間を通じ、1回限りとします。	●病気重度後遺障がい保障または重度後遺障がいに該当する事故後遺障がい保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
死亡保障 共済金	被共済者に次の事象のいずれかが発生した場合。 ●新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡(ただし、自殺を除きます)。 ●共済期間中に発生した事故 ^(※1) による傷害を直接の原因として、共済期間中または事故日から360日以内に死亡(ただし、自殺を除きます)。 ●共済期間中に自殺。	死亡保障共済金額をお支払いします。 (注) すでに病気重度後遺障がい保障共済金または事故後遺障がい保障共済金の支払いがされている場合、死亡保障共済金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	●新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を直接の原因とする死亡。 (ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の死亡は除きます)。 ●契約者の故意。(ただし、契約者が被共済者と同一人である場合を除きます)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●被共済者の犯罪行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。
父母扶養者 死亡特約 共済金	被共済者の父母または扶養者が、共済期間中に死亡した場合。	父母扶養者死亡特約共済金額を該当者1名ごとにお支払いします。	●共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ●被共済者、共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。 (ただし、扶養者が父母である場合を除きます)。
扶養者事故 死亡保障	共済証書に記載された扶養者(以下、「扶養者」といいます。)が、共済期間中に発生した事故 ^(※1) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に死亡した場合。	●扶養者事故死亡保障の場合 扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金額をお支払いします。 ●扶養者事故重度後遺障がい保障の場合 [扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」]の第1級から第3級に定める割合(100%または90%)をお支払いします。 ●扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約の場合 扶養者病気死亡・自殺保障共済金額をお支払いします。 (注) いずれの特約の支払いも、新規申込時に届け出されている扶養者1名に対して、全共済期間を通じ、1回限りとし、これらの共済金を支払い後、新たな扶養者を対象として、この特約を付帯した契約を締結することはできません。	●共済期間外に発生した事故 ^(※1) や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ●共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ●契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ●扶養者の私闘。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。
学業継続 支援特約 共済金	扶養者が、共済期間中に発生した事故 ^(※1) による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。	扶養者事故重度後遺障がい保障共済金額をお支払いします。 (注) いずれの特約の支払いも、新規申込時に届け出されている扶養者1名に対して、全共済期間を通じ、1回限りとし、これらの共済金を支払い後、新たな扶養者を対象として、この特約を付帯した契約を締結することはできません。	●共済期間外に発生した事故 ^(※1) や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ●共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ●契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ●扶養者の私闘。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。
扶養者 病気死亡・ 自殺保障	扶養者に次の事象のいずれかが発生した場合。 ●新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡(ただし、自殺を除きます)。 ●共済期間中に自殺。	扶養者病気死亡・自殺保障共済金額をお支払いします。	●共済期間外に発生した事故 ^(※1) や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ●共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ●契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ●扶養者の私闘。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。

注記

- *1 「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項（第2号を除きます）および第4項に定める感染症をいいます。
 - *2 「入院日数」とは、入院した日から医師が認定した退院日までとします。
 - *3 「病气入院保障」では、異なる病気で2回以上入院しても、それぞれの入院の原因の如何を問わず、「1回の入院」とみなします。
 - *4 「事故入院保障」では、同一の事故による傷害で2回以上入院しても、支払限度日数（200日）以内であれば、「1回の入院」とみなします。
 - *5 「通院日数」とは、医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したときまでとします。なお、同一の日に複数回の通院、または通院において複数の医師の治療を受けた場合、通院日数は1日とします。
 - *6 「公的医療保険制度の対象となる手術」は、医療診療報酬点数表に手術料および放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為や輸血料の算定対象として列挙されている骨髄幹細胞の採取または骨髄移植術などをいいます。なお、手術保障の対象となる手術の詳細については短期生命共済事業規約に定めています。
- ※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、学生総合共済の「重要事項説明書」をご参照ください。

ストーカー被害見舞金制度について

「ストーカー被害見舞金制度」とは、短期生命共済の契約で被共済者となっている方が、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や大学生協共済連の「ストーカー被害見舞金規則」に定めるストーカー行為の対象となった場合に、被害（の拡大）を防ぐ一助としていただくための「ストーカー被害見舞金」を支払う制度です。詳しくは大学生協共済連Webサイトに掲載の「ストーカー被害見舞金規則」をご覧ください。

制度のあらまし

学生賠償責任保険 学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

※印を付した用語については、P16～P17の（※印の用語のご説明）をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

1 申込人・ご加入者（被保険者）となれる方

この制度で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校（大学・専門学校等）の学生（入学等手続を終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。（*）加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

2 保険期間

2020年3月31日までに加入申込み（保険料払込み）された場合は、2020年4月1日午前0時（継続加入の方は午後4時）から2021年4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から2021年4月1日午後4時までとなります。

3 契約の継続

共済期間・保険期間の満了日の翌日（以下「継続日」といいます。）の前々月までに契約の継続停止やご加入内容の変更を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みがあったとみなし、卒業予定年まで契約の継続が行われます。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

4 保障内容（ケガによる後遺障がい）

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	後遺障がい保険金額 ^(注)
傷害 保険金	後遺障がい 保険金	死亡・後遺障がい保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障がい保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障がい*の程度を認定して、後遺障がい保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障がいを加重された場合は、すでにあった後遺障がいに對する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) すでにお支払いした後遺障がい保険金がある場合は、死亡・後遺障がい保険金額からすでにお支払いした後遺障がい保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障がい保険金は、死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に発生した事故によるケガ*に対してすでにお支払いした後遺障がい保険金がある場合は、死亡・後遺障がい保険金額からすでにお支払いした後遺障がい保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障がい保険金は、死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。	10万円

(注) この後遺障がい保険金には死亡保険金対象外特約がセットされるため死亡保険金はありません。後遺障がい保険金額は正式には死亡・後遺障がい保険金額といいますが、この保険では便宜的に後遺障がい保険金額としています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金	後遺障がい 保険金

●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*
●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●自動車等*の無資格運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
(注) 細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、補償の対象にはなりません。

5 保障内容（賠償責任）

◆保険金をお支払いする場合

(1) 日常生活（正課の講義等^(*)を含む）における賠償事故（以下の(2)の場合を除く）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	日本国内または国外において発生した次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(*) を壊したりしたこと。 ア. 住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物 ^(*) の損壊、紛失または盗取 ^(*) （住宅 ^(*) 内保管中または被保険者によって一時的に住宅 ^(*) 外で管理している間に限ります。） (*) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (*) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (*) 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を含みません。 (*) 上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物 ^(*) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (*) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院*した場合 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。

(2) 正課の講義等における賠償事故（人格権侵害）・費用損害（感染事故損害防止費用）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀（き）損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害 (注) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）の範囲：ご加入者
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用（感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）を負担した場合 (注) 被保険者の範囲：ご加入者・大学等 ^(*)

◎正課の講義等の範囲：●正課の講義／大学等^(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。（臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みます。）●学校行事／大学等^(*)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。●教育実習／教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。●特例実習／小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。●インターンシップ／加入者（被保険者）が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。（アルバイトは含みません。）●ボランティア活動／正課の講義または学校行事に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。
(*) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額（500万円）または日常生活個人賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用（感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2) 損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

(注) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人賠償責任保険金 <p>★日常生活個人賠償責任補償特約</p> <p>☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生協用)セット</p> <p>☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット</p>	●保険契約者または被保険者の故意による損害●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを含みません。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)●被保険者の使用人(家事使用人を含みません。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任●心神喪失に起因する損害賠償責任●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート等を含みません。)、船舶、航空機、銃器、職務(アルバイトおよびインターンシップを含みません。)のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害●補償対象受託物に生じた自然発火または自然爆発●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するもの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)●通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任●戦争、その他の変乱*、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任●別記の「補償対象外となる主な「受託物」の損害」など
人格権侵害賠償責任保険金 <p>★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約</p>	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイントープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任●次のいずれかに該当する感染事故損害防止費用を負担することによって被る損害◇保険期間開始前に感染していた感染症に起因して発生した費用◇正課の講義等における医療関連実習以外に起因して発生した費用 など

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◎補償対象外となる運動等…山岳登はん^(※1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。
(※3)職務として操縦する場合は含みません。
(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

◎補償対象外となる主な「受託物」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)*・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)*・航空機およびこれらの付属品、自転車・ラジコン模型およびこれらの付属品、サーフボード、ウインドサーフィン、携帯電話(PHSを含みます。)*等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)*、門・塙・垣、物置、車庫その他の付属建物
(注)正課の講義等^(※1)において、その目的にしたがって使用している自動車(被牽(けん)引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。)*、原動機付自転車(道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。)*およびこれらの付属品、自転車・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話(PHSを含みます。)*等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、山岳登はん^(※2)を行っている間のその運動等のための用具は補償されます。

(※1)次に掲げるものをいいます。
ア. 大学等^(※3)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等
イ. 大学等^(※3)が教育活動の一環として主催する行事
ウ. 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項および第5条第1項の表に掲げる教育実習
エ. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条に定める、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験
オ. インターンシップ
カ. ア. またはイ. に準じるボランティア活動。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。
(※2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(※3)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

6 保障内容(見舞費用)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用保険金 <p>★傷害見舞費用補償特約</p>	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ*について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1)引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限りです。 (注2)被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア. からオ. までの方が責任無能力者である場合は、	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 50万円 ^(※1) ②被害者に事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障がい*が生じた場合 50万円の100%～4%(傷害保険金の後遺障がい等級表に応じた割合) ③被害者が事故によるケガ*の治療*のため入院*した場合 ア. 入院期間31日以上の場合 100,000円 イ. 入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円 ウ. 入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円 エ. 入院期間7日以内の場合 15,000円

	親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 <p>ア. 本人、イ. 親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ. 配偶者、エ. 本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ. 本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p>	④被害者が事故によるケガ*の治療*のため通院*した場合 ^(※2) <p>ア. 通院日数31日以上の場合 50,000円 イ. 通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円 ウ. 通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円 エ. 通院日数7日以内の場合 10,000円</p> (※1)すでにお支払いした後遺障がい見舞費用保険金がある場合は、50万円からずでお支払いした金額を差し引いた残額となります。 (※2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
--	--	--

●被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者とします。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害見舞費用保険金 <p>★傷害見舞費用補償特約</p>	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ*●被保険者の職務遂行に起因するケガ●被保険者と同居する親族*が被ったケガ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)*が業務中に被ったケガ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって発生した場合を除きます。)*●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 など

7 保障内容(借家人賠償責任他)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
借家人賠償責任保険金 <p>★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約</p>	保険期間中に、日本国内において、借用住宅 ^(※1) が被保険者の責任による事故により損壊 ^(※2) し、被保険者 ^(※3) が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物または住戸室をいいます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (※3)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-脱責金額 ^(0円) (注1)1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、訴訟費用等をお支払いたします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
借用住宅修理費用保険金 <p>★借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約</p>	不測かつ突発的な事故により、日本国内において借用住宅 ^(※1) に損害が発生し、被保険者 ^(※2) がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、その借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。ただし、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を含みません。 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什(じゅう)器その他の備品等の動産は含みません。 (※2)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。	被保険者が負担された修理費用 ^(※) の実費をお支払いします。 (※)借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、借用住宅修理費用保険金額が限度となります。 (注2)建物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段等)や、居住者が共同で利用する部分(玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塙、垣、給水塔等)の修理費用はお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
水道管修理費用保険金 <p>★借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約</p>	日本国内において借用住宅 ^(※) の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用で修理した場合。ただし、パッキングのみの破損を含みません。 (※)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什(じゅう)器その他の備品等の動産は含みません。	被保険者が負担された修理費用 ^(※) の実費をお支払いします。 (※)凍結によって損害が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
(住宅内生活用動産保険金)損害保険金 <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	保険期間中の日本国内における次のいずれかに該当する事故により、被保険者が所有し、敷地内 ^(※1) に収容される生活用動産 ^(※2) に損害が生じた場合 ・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹(ひょう)災、雪災 ^(※3) (吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)* ・水災 ^(※4) ・給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれ ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の	被害物の損害額から免責金額* (破損、汚損等の場合にのみ、1回の事故につき1万円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害額は、再調達価額*によって定めず。なお、被害物の損傷を修理しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修理費(残存物取片づけ費用を含みます。)*をもって損害の額を定め、修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。この場合においても、損害の額が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組について30万円が限度となります。 (注3)通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗

	<p>衝突もしくは接触</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒擾(じょう) およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 盗難 破損、汚損等 <p>(※1) 被保険者の居住の用に供される建物が所在する場所およびこれに連続した土地をいいます。</p> <p>(※2) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を含みません。</p> <p>(※3) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を含みません。</p> <p>(※4) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じることをいいます。</p>	<p>車船券・航空券、宿泊券、観光施設利用券、旅行券、定期券または回数券をい、プリペイドカードおよび電子マネーは含まれません。) については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。また、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。) については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。なお、いずれの場合も1敷地内につき、10万円が限度となります。</p> <p>(注4) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。ただし、盗難または破損、汚損等による損害の場合は、1回の事故につき、50万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p>(住宅内生活用動産保険金) 臨時費用保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用) 特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用) 特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	<p>(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金が支払われる場合</p>	<p>[損害保険金] × [10%] をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円が限度となります。</p> <p>(注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p>救援者費用等保険金</p> <p>★救援者費用等補償(入院ワイド型) 特約</p> <p>☆疾病補償特約(救援者費用等補償(入院ワイド型) 特約用) セット</p>	<p>救援対象者*が次の①～⑤のいずれかに該当したことに、被保険者*が費用を負担された場合</p> <p>①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合</p> <p>②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③保険期間中に被った外出中のケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院*された場合</p> <p>④保険期間中に病気に死亡した場合</p> <p>⑤保険期間中に発病した病気の治療*のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、保険期間中に治療を開始していた場合に限りです。</p> <p>(※) 「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。</p>	<p>被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者*の現地*までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)*</p> <p>ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)*</p> <p>エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。) ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は10万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。</p> <p>(※) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度*ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>借家人賠償責任保険金</p> <p>★借家人賠償責任補償(オールリスク) 特約</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害●被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害●被保険者と貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損傷による損害賠償責任●戦争、その他の変乱*、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など</p>
<p>借用住宅修理費用保険金</p> <p>★借用住宅修理費用補償(大学生協用) 特約</p>	<p>●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅に対する加工・修理・調整の作業における、作業上の過失または技術の拙劣による損害●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用住宅の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって借用住宅に生じた損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。) であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない</p>

	<p>損害●借用住宅の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 など</p>
<p>水道管修理費用保険金</p> <p>★借用住宅修理費用補償(大学生協用) 特約</p> <p>(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用) 特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用) 特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	<p>●保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害●生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者と同居する親族*の故意による損害●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●生活用動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。) であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害●生活用動産が被保険者の居住の用に供される建物が所在する敷地内の外にある間に生じた事故による損害●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害</p> <p>破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。</p> <p>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。) 上の過失または技術の拙劣によって生じた損害●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって生活用動産に生じた損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害●楽器の弦(ピアノ線を含みます。) の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の首色または音質の変化による損害●生活用動産である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を含みません。●上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具に発生した損害 など</p>
<p>(住宅内生活用動産保険金) 臨時費用保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用) 特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用) 特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	<p>((住宅内生活用動産保険金) 損害保険金と同じ)</p>
<p>救援者費用等保険金</p> <p>★救援者費用等補償(入院ワイド型) 特約</p> <p>☆疾病補償特約(救援者費用等補償(入院ワイド型) 特約用) セット</p>	<p>●保険契約者、被保険者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による費用●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用●脳疾患、病気または心神喪失による費用。ただし、救援対象者が「保険金をお支払いする場合」の④または⑤に該当した場合を含みません。●妊娠、出産、早産または流産による費用●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置による費用●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など</p>

◎補償対象外となる主な「生活用動産」…

- (1) 被保険者の実家*の敷地内に収容される被保険者の生活用動産
- (2) 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、パラグライダー・サーフボード・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、さ草、免許状、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないものをいいます。) など

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等については盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。

〈※印の用語のご説明〉

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。●「医師」とは、被保険者*が医師の場合は、被保険者*以外の医師をいいます。(※) 救援者費用等補償(入院ワイド型) 特約の場合は救援対象者*とします。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。) をいいます。●「救援者」とは、救援対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救援対象者の親族*(これらの方の代理人を含みます。) をいいます。●「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※) いずれもそのための練習を含みます。●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。『急激』とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。『偶然』とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。『外来』とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。『傷害』には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒*(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。) をいいます。・長骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱・長骨管に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長骨管を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りです。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。●「現地」とは、事故発生地または救援対象者*の収容地をいいます。●「後遺障(がい)」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。●「実家」とは、被保険者の親またはこれに準ずる方の連絡先として、被保険者が在籍する学校または保険契約者に届け出た住所に所在する建物をいいます。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒

気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。●「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事変をいいます。●「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。●「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といえます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

〈特約について〉

○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ[®]の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

制度のあらまし	就学費用保障保険	学業費用補償特約(大学生用)・ 疾病による学業費用補償特約(大学生用)付帯総合生活保険
----------------	-----------------	--

1 ご加入者(被保険者=保険の対象となる方)となれる方

全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか学校教育法に定める学校(大学・専門学校等※専修学校および各種学校については、学校基本法に定める義務教育を終了している方に限ります。)の学生の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

2 保険期間

2020年4月1日午前0時から2021年4月1日午後4時まで1年間。新入学生の方が2020年3月31日までに加入申し込み(保険料払込)された場合は、2020年4月1日午前0時からとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から補償が開始します。

3 扶養者について

学業費用・疾病による学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入申込書の「扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、被保険者の親権者であり(被保険者が成年に達した場合を除きます。)、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。

4 保障内容(傷害補償)

「急激かつ偶然な外来の事故(地震・噴火またはこれらによる津波を含みます。)」により、被保険者がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒^{}を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障がいの影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

5 補償の概要等 (進学費用保険金・疾病進学費用保険金は本制度では対象外です。)

傷害補償基本特約	後遺障がい保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合 ▶後遺障がいの程度に応じて死亡・後遺障がい保険金額(1口あたり10万円)の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。 ※本保険には死亡保険金不担保特約が付帯されているため、死亡保険金はありません。
	保険金をお支払いしない主な場合	●被保険者の故意または重大な過失によって生じたケガ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
学業費用補償特約(大学生用)	保険金をお支払いする主な場合	扶養者 ^{*1} が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障がいが生じ、被保険者が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間 ^{*2} 中に学資費用 ^{*3} を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額(1口あたり25万円)を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。(重度後遺障がいの例)●両目が失明したもの●咀嚼および言語の機能を廃したもの●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入申込書に「扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。●授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、教科書代など学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費 [*] ●在学する際に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *4 制服代を含みます。
	保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに被保険者を扶養していない場合等


疾病による学業費用補償特約(大学生用)	保険金をお支払いする主な場合	扶養者 ^{*1} が、保険期間中に病気により死亡され、被保険者が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間 ^{*2} 中に学資費用 ^{*3} を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額(1口あたり25万円)を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入申込書に「扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。●授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、教科書代など学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費 [*] ●在学する際に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *4 制服代を含みます。
	保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに被保険者を扶養していない場合●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態 ^{*1} ●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態 ^{*2} 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。 *2 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

●お客様に関する情報の取扱いについて(学生賠償責任保険、就学費用保障保険)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、この保険契約に関する個人情報を全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。なお、保険金をご請求される際に引受保険会社が取得する個人情報についても、同様に全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上Webサイト(https://www.ms-ins.com)または東京海上日動Webサイト(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご覧ください。

	このパンフレットは、学生賠償責任保険・就学費用保障保険の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または三井住友海上・東京海上日動にご照会ください。 なお、ご加入の際は学生賠償責任保険の「重要事項説明書」または就学費用保障保険の「重要事項説明書」を必ずご一読ください。
	取扱代理店 株式会社 大学生協保険サービス 営業時間／平日(月～金曜日) 10:00～17:00 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
	引受保険会社 学生賠償責任保険 A19-100577 三井住友海上火災保険株式会社(幹事) 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
	就学費用保障保険 19-T01618 東京海上日動火災保険株式会社(幹事) (担当:広域法人部 団体・協同組織室) 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

重要事項説明書 学生総合共済(新規契約用)

重要事項説明書は、ご契約にあたり共済の内容をご理解いただくための

事項を「契約概要」に、特に注意を要する事項(不利益になる可能性がある事項等)を「注意喚起情報」に記載していますので、ご契約の前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、学生総合共済(規約・細則)に記載しています。

大学生協共済連Webサイトからご覧いただけます。

規約(http://kyosai.univcoop.or.jp/images/pdf_contract_life01.pdf)

細則(http://kyosai.univcoop.or.jp/images/pdf_contract_life02.pdf)

ご不明な点については、大学生協の共済窓口または大学生協共済連の相談窓口:大学生協 共済・保険サポートダイヤル(以下「サポートダイヤル」といいます。)までお問い合わせください。

共済契約者と被共済者が異なる場合には、この書面の記載内容を、被共済者の方に必ずご説明ください。

1 契約概要(共済の内容をご理解いただくための事項)

1. 学生総合共済(短期生命共済)のしくみ

(1) 生命共済のしくみ
短期生命共済事業規約による共済契約は基本契約と特約から構成されています。それぞれの保障は次の通りです。

項目	保障	備考
基本契約	病気入院保障、事故入院保障、手術保障、こころの早期対応保障、事故通院保障、特定傷害固定具保障、病気重度後遺障がい保障、事故後遺障がい保障、死亡保障、学業復帰支援臨時費用保障	契約する型によって基本契約の一部が保障対象とならない場合があります。
特約	父母扶養者死亡特約、学業継続支援特約(扶養者事故死亡保障、扶養者事故重度後遺障がい保障、扶養者病气死亡・自殺保障)	左記の特約を付帯することができません。

(2) 契約者(共済の申込みをし契約する人)をいいます。)

契約者となれる方は大学生協共済連の会員である大学生協の組合員、または組合員と同一の世帯に属する人です。

(3) 被共済者

被共済者は、学生で、次のいずれかに該当する人のうち、共済の保障対象となる方(1名)です。なお、契約の効力が発生する日に65歳以上の方は被共済者となることはできません(継続契約含む)。

①契約者本人 ②契約者の配偶者 ③契約者と生計を共にする契約者の2親等以内の親族 ④契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配

偶者の2親等以内の親族

(4) 扶養者
扶養者は、生命共済の被共済者の学費および生活費の全部または一部を負担し、かつ被共済者の扶養者として共済証書に記載された方(1名)です。なお、被保険者と同居しているか否かは問いません。

2. 基本契約と特約の保障内容

基本契約と特約の保障の共済金をお支払いする場合、お支払いする共済金額および共済金をお支払いできない主な場合についてはP9～P10の「保障のあらまし」をご覧ください。なお、留学生が兵役等で留学を中断している期間中は、共済金支払事由が発生した場合でも共済金は支払われません。

3. 共済期間

- (1) 新規契約の共済期間：原則として、4月1日午前0時(以下「指定発効日」といいます。)から翌年の3月31日(以下「統一満了日」といいます。)の1年間です。ただし、4月1日以降に申し込まれた場合は契約申込書提出日から掛金払込日のいずれか遅い日(以下「発効日」といいます。)の翌日午前0時から統一満了日までとなります。
- (2) 継続する契約の共済期間：現在ご契約の共済期間の満了日または解約日翌日午前0時から最初に迎える統一満了日までです。(継続する契約とは、継続契約、卒業継続契約、更新契約または更改契約です。以下同じです。)※実際にご契約いただく保障開始日については、契約申込書をご確認ください。

4. 契約の継続

- (1) 共済期間の満了日の翌日(以下「継続日」といいます。)の前々月末までに契約者が契約の継続停止を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みがあったとみなし契約の継続が行われます。共済掛金は金融機関口座から振替による支払いとなります。この手続きにより、卒業予定年月の統一満了日まで契約を継続します。ただし、大学を中途退学した場合、大学生協の組合員でなくなっている場合、当該共済契約が共済の目的にそぐわない場合等、大学生協共済連が不適当と認めた場合は契約の継続はできません。また、登録の卒業予定年月を超えて継続される場合は、あらためて継続日の前日までに契約申込書による手続きをすることで契約を継続することができます。(以下「卒業継続契約」といいます。)
- (2) 満了する契約の被共済者以外の契約の内容を変更して継続する契約を「更新契約」といい、原則満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)の前々月末までに改めて「変更申込書」による手続きをしていただきます。
- (3) 共済期間が満了する前に契約を解約し、被共済者以外の契約の内容を変更して継続する契約を「更改契約」といい、原則解約日の翌日(以下「更改日」といいます。)の前々月末までに「変更申込書」による手続きが必要になります。なお、共済期間中に中途解約を希望されるときは大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルまでお申し出ください。

5. 契約の制限および引受条件

被共済者1人につき、1つ契約できます。なお、大学生協共済連が設定する契約の型以外の契約はできません。
注)
・型によっては基本契約の死亡保障と学業復帰支援臨時費用保障が保障対象とならない場合があります。
・経済的に自立している被共済者(扶養を受けない人)、および扶養者のいない被共済者は、学業継続支援特約を付帯しない型での契約となります。
・学業復帰支援臨時費用保障と学業継続支援特約の共済金の支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。また、学業継続支援特約での支払いを受けた被共済者が、契約を継続する場合には、学業継続支援特約を付帯しない型での契約となります。

6. 共済掛金

共済掛金は、契約の型、共済期間、被共済者の年齢によって決まります。実際に適用される共済掛金は学生総合共済パンフレット、申込書等でご確認ください。
●学生総合共済パンフレット記載の生命共済掛金額は、共済期間は1年間で35歳未満の被共済者を対象とした金額です。共済期間が1年未満の場合および新規契約の保障開始日、または2年目以降の継続する契約の保障開始日において被共済者が35歳以上65歳未満の場合は生命共済掛金額が異なりますので、大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルにお問い合わせのうえ、ご契約ください。
●この契約における被共済者の「年齢」は、新規契約および継続する契約の共済期間開始日における満年齢をいいます。

7. 共済掛金の支払い方法

- 共済掛金は一括してのお支払いとなります。
- 初めて契約する場合の共済掛金は、契約申込書を提出する日までに入学する大学の生協が指定する方法でお支払いください。
- 2年目以降の継続契約、卒業継続契約および更新契約の共済掛金は、あらかじめ契約者が指定した金融機関からの、継続日、卒業継続日または更新日の前月の振替日までの口座振替でのお支払いです。ただし、更改契約は原則更改日の前日までの現金でのお支払いとなります。

8. 共済金受取人について

- (1) 共済金の受取人は契約者です。ただし、契約者が被共済者の父母または扶養者である場合、父母、扶養者の死亡を原因とした父母扶養者死亡特約と学業継続支援特約(事故または病気による死亡・自殺に関する保障に限りです。)の共済金については契約者の死亡により共済金が支払われる場合は被共済者が受取人となります。
- (2) 被共済者と同一人である契約者が死亡したときの死亡保障共済金受取人は、下記の人で、その順位は下記の①から⑤の順序とします。さらに、②から⑤における順位はそれぞれの記載順序とします。
①契約者の配偶者 ②契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ③契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
ただし、上記にかかわらず、契約者は死亡保障共済金の受取人について、被共済者の同意と大学生協共済連の承認を得て事前に指定または変更をすることができます。
- (3) 共済金受取人は、事前に指定代理請求人を被共済者の同意を得て指定または変更することができます。

9. 満期返戻金、割戻金

- この契約に満期返戻金および割戻金はありません。

10. 解約返戻金

この契約を解約する場合は、解約の返戻金がある場合があります。解約される場合は大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルに速やかにお申出ください。(後記Ⅱの「10. 解約と解約返戻金について」をご参照ください。)

11. 共済証書等の送付

- 共済証書(生命共済は控除証明書を含む)、通知、継続契約のご案内等は、契約申込書に記載した扶養者の日本国内の住所に送付します。ただし、送付先の指定がある場合は指定先に送付します。なお、これらの住所に送付できない場合は、契約者の住所に送付します。

Ⅲ 注意喚起情報(ご契約に際し契約者に不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項)

1. ご契約申込みの撤回(クーリングオフ)

この共済はクーリングオフの対象とはなりません。ご契約時にはご契約内容を十分にご確認ください。

2. 契約申込書の記入について(契約時の告知事項)

- 「契約申込書」(告知書を含みます。)は大学生協共済連と共済契約を締結するための重要書類です。記載事項は事実を表記し、契約者と被共済者が異なるときは被共済者の事実を充分確認のうえ、契約者本人がご記入ください。

3. 告知義務・通知義務等

契約時における注意事項(契約申込書の記載上の注意事項)
契約者、被共済者には告知義務があり、大学生協共済連と大学生協(取扱代理店)には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として、大学生協共済連が告知を求めることができ契約申込書に記入いただく事項で、①被共済者本人の所属大学・区分の情報 ②被共済者の生年月日 ③被共済者の健康状況です。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、共済金をお支払いできないことがありますので、契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。
●健康状況告知について
・被共済者の健康状況に関する質問について正確にお答えください。回答は口頭ではなく、契約申込書の「生命共済健康状態に関する告知事項」欄に、必ず被共済者本人または親権者がご記入ください。
・上記の事項に該当する場合は、その病名および発病日または手術予定日についての告知が必要となります。
なお、こころの早期対応保障を除き「告知書に記載した病気」、「告知書に記載しなかったが契約申込み前に発病していたと診断された病気」が原因での共済金はお支払いしません。
ただし、申込日から1年を経過した後の前記の病気を原因とする死亡や後遺障がい、入院、手術については共済金をお支払いできる場合があります。詳細は大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルまでお問い合わせください。
●契約後の注意事項(通知義務等)
契約後に次の事項に変更が生じた場合は、必ず大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルにご連絡ください。
①被共済者の扶養者の氏名、住所 ②契約者の氏名、住所 ③被共済者の氏名(姓・名を変更した場合)④卒業予定年月 ⑤契約者または同一世帯の者が所属する大学生協

また次の場合もその旨をご連絡ください。

- ①契約者または同一の世帯の者が大学生協の組合員でなくなった場合
- ②被共済者が学校を中退した場合 ③被共済者が、契約者またはその配偶者の2親等以内の親族でなくなった場合

4. 契約の成立日と効力の発生について

- (1) 新規契約の場合
 - 大学生協共済連が契約の申込みを承諾した場合には、契約はその申込日に成立したものとします。
 - 共済契約の効力は、「契約申込書提出日」または「初回掛金支払日」のいずれか遅い日の翌日午前0時に発生します。ただし、それらの日よりも遅い日を発効日として指定する契約については、その指定発効日の午前0時に効力が発生します。
 - 新入生の場合の効力発生日は、契約申込日と共済掛金支払日との関係により、次のとおりとします。
①契約申込日と共済掛金支払日が2020年3月31日以前の場合……2020年4月1日午前0時
②契約申込日は2020年3月31日以前であるが、共済掛金支払日が2020年4月1日以降の場合……共済掛金支払日の翌日午前0時
③契約申込日と共済掛金支払日が2020年4月1日以降の場合……契約申込日、または共済掛金支払日のいずれか遅い日の翌日午前0時
- (2) 継続契約等の場合
 - 継続契約、卒業継続契約および更新契約は、前契約の共済期間満了後の翌日の午前0時にその効力が発生します。
 - 更改契約の場合は、解約した日の翌日の午前0時にその効力が発生します。

5. 共済金をお支払いできない主な場合について

このパンフレットのP9～P10または大学生協共済連Webサイトをご覧ください。

6. 掛金払込猶予期間等について

※詳しくは、大学生協共済連Webサイトをご覧ください。

- (1) 新規契約の掛金払込
共済掛金は、契約申込書の提出の日までに払い込んでいただきます。なお、払込猶予期間はありません。
- (2) 契約を継続した場合の共済掛金の払込期日と払込猶予期間の原則
①継続する契約のうち、継続契約、卒業継続契約および更新契約の共済掛金が振替できなかった場合、原則として初回口座振替日の翌日の3ヶ月後の月末まで払込猶予期間があります。ただし、この期間内に入金がない場合は、満了した契約の満了日を以って契約が終了し、継続契約は成立せず「保障のない状態」となります。
②口座振替ができない場合で、大学生協共済連が特に認めたときは、直接大学生協共済連に継続日または更新日の前日まで払い込むことができます。払込猶予期間は継続日または更新日から3ヶ月間です。
③口座振替月の前々月末までに口座振替依頼書のご提出がない場合で大学生協共済連が特に認めたときは、口座振替以外の方法により継続日または更新日の前日までに払込むことができます。払込猶予期間は継続日または更新日から1ヶ月間です。
④継続する契約のうち、更改契約は原則として口座振替以外の方法による共済掛金の支払いとなり、払込の猶予はありません。ただし、大学生協共済連が特に認めた場合は更改日の前月の振替日まで口座振替による払込もできます。この場合の払込猶予期間は口座振替日の翌日から3ヶ月間です。

7. 共済金額を増額、減額した新たな契約をする場合の注意事項

①病気を原因とする各種保障では、発病後に共済金額を増額した場合、共済金の支払いは増額前の共済金額が適用されます。ただし、増額後1年経過後に死亡、入院等が発生した場合は、増額した共済金額が適用されます。事故を原因とする保障および学業復帰支援臨時費用の保障では、事故発生後に共済金額を増額した場合の共済金の支払いは、増額前の共済金額が適用されます。
また、入院、通院の保障では、支払事由発生後に共済金額を減額する新たな契約をした場合、契約変更後の入院、通院期間については、減額後の共済金額が適用されます。
②被共済者の健康状態や被共済者が学校を中途退学していた場合などにより、新たな契約をお引受できない場合があります。
③前の契約の満了日と新たな契約の共済期間に間があいている場合は、申込日以前に生じている病気や共済期間前に生じている事故に対しては共済金をお支払いできないことがあります。

8. 共済金の分割、繰り延べ、削減について

- 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、総会の議決を経て共済金を分割・繰り延べて支払い、または金額を削減する場合があります。

9. 時効について

- 契約者・被共済者・共済金受取人が共済金の請求を、支払事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。
- 契約者が共済掛金の返還・解約返戻金の請求を、返還・請求事由の発生

した日の翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。

10. 解約と解約返戻金について

- 契約を解約するときは、大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルへ連絡のうえ、所定の書類を提出してください。解約日は、所定の書類が大学生協共済連(または大学生協の共済窓口)に届いた日または解約希望日のいずれか遅い日です。
- 解約にあたって未経過共済期間がある場合は、所定の算式によって解約返戻金をお支払いします。ただし、既経過期間中に学業継続支援特約の共済金支払事由が発生した場合には、払込まれた共済掛金のうち学業継続支援特約に対応する共済掛金については返戻しません。

11. 重大事由による解除

次の場合は、契約を解除する場合があります。
※解除が共済金支払事由発生後であっても共済金をお支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。契約者、被共済者または共済金受取人が、①故意に共済金支払事由を発生させ、または発生させようとした場合 ②共済金請求に関して詐欺行為を行い、または行おうとした場合 ③他の共済契約等との重複により、被共済者の共済金等の合計額が著しく過大となり、たすけあいの制度としての目的を超える、または逸脱すると大学生協共済連が判断した場合 ④暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合 ⑤上記①から④と同程度に大学生協共済連の信頼を損ない、契約の存続を不適当と判断された場合

12. 被共済者からの解約

被共済者が契約者以外の方で、一定の条件(第三者が共済金を得る目的で、自身が認めていないにも関わらず被共済者にさせられていた等)に合致する場合は、被共済者は契約者に解約を求めることができます。この場合、契約者は解約をしなければなりません。

13. 契約が無効または消滅となる場合について

- (1) 次の場合、契約は無効となります。
①契約者、被共済者が契約の資格・条件を充足しなかった場合 ②基本契約および特約の共済金の限度額を超えて契約した場合(その最高限度を超えた部分が無効となります。) ③申込みの際、被共済者の同意を得ていなかった場合 ④契約者の意思によらず契約が申込まれた場合 ⑤被共済者が効力の発生日(保障開始日)の前日までに入学を辞退していた場合、または亡くなられていた場合 ⑥契約が複数締結されていた場合(後から継続した契約が無効となります。)
- (2) 被共済者が死亡した場合は、契約は消滅します。
未経過期間がある場合は、所定の算式によって返戻金をお支払いします。

14. 共済内容の変更に伴う継続

共済内容の一部改定があった場合は、改定後の内容で継続されます。共済掛金の変更を伴う大幅な改定の場合は、改めて契約申込書による手続きをしていただきます。

15. 万一事故が発生した場合には

すみやかに大学生協の共済窓口またはサポートダイヤルまでご連絡ください。

Ⅳ その他ご注意いただきたい事項

1. 取扱代理店(大学生協)の権限

取扱大学生協は大学生協共済連との委託契約により取扱代理店となり、共済募集、共済契約の締結、共済掛金の領収、共済掛金の領収証(書)の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店(大学生協)にお申込みいただき有効に成立したご契約は大学生協共済連と直接契約されたものとなります。

2. 個人情報の取扱について

【利用目的】

大学生協共済連(以下、この項において「当会」といいます。)が共済契約の締結・維持管理ならびに共済金支払等に際して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および全国大学生協共同組合連合会^(※)が共済事業と生活協同組合事業に関する各種調査・サービス・イベント等の案内などをするために利用することがあります。また、健全な共済事業運営のため、医師等に対して告知内容・共済金請求内容に関する事実確認を行うことがあります。※全国大学生生活協同組合連合会とは、全国の大学生協および当会が加盟する生活協同組合の連合会です。

【共同利用】

当会が保険契約者となる団体契約(学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険・就学費用保障保険・学業継続費用保険・扶養者所得保障保険)に関して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および引受保険会社、および保険代理店である株式会社大学生協保険サービスにおいて、契約の締結・維持管理・保険金の支払いおよび各種案内・サービスなどのために利用します。

【第三者提供】

当会および当会の会員である大学生協は、当会の会員である大学生協・全国大学生生活協同組合連合会・被共済者が所属する大学に、「学生総合共済」ならびに当会が保険契約者となる「団体契約」の加入状況および共済金・保険金の支払い状況などを提供することがあります。

また、次の場合に提供することがあります。

(1) 法令などによる場合、(2) 本人の同意をいただいた場合、(3) 当会の業務執行上必要な範囲で、業務委託先に提供する場合、(4) 個人情報の保護に関する法律に従って個人情報の共同利用を行う場合

【個人情報の保護】については各々のWebサイトをご覧ください。

全国大学生協共済生活協同組合連合会 <https://kyosai.univcoop.or.jp/>

全国大学生生活協同組合連合会 <https://www.univcoop.or.jp/>

三井住友海上火災保険株式会社 <https://www.ms-ins.com/>

共栄火災海上保険株式会社 <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社 www.tokiomarine-nichido.co.jp

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 <https://www.sjnk.co.jp/>

重要事項説明書

学生賠償責任保険 学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」）が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が引受保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生（入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）に限りします。 ^(※1)	
対象となる学校教育法に定める学校	①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りします。	
被保険者の範囲	下記以外 ^(※2)	加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）
	日常生活個人賠償責任保険金	本人。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者とします。
	傷害見舞費用保険金	本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者を被保険者とします。

株式会社大学生協保険サービス <https://hoken.univcoop.or.jp/>

元受団体：全国大学生協共済生活協同組合連合会

【共済契約に関する苦情・相談について】

- 大学生協共済連ならびに共済の契約または共済金の支払いに関する苦情・相談ならびに異議申立ては、サポートダイヤルでお受けいたします。
- 契約者、被共済者または共済金受取人は、契約または共済金の支払いに関して大学生協共済連の決定に不服があるときは、大学生協共済連の「異議申立てに関する審査委員会」に対して異議の申立てを行うことができます。

【中立的な外部機関による紛争解決について】

- 上記による大学生協共済連との間で問題を解決できない場合は、(社)日本共済協会 共済相談所にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

被保険者の範囲	借家人賠償責任保険金	借用住宅の賃借名義人が本人以外の場合は、本人に加えてその賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。
---------	------------	---

(※1) 1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。

2.入学等手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続きを完了した方をいいます。

3.自宅から通学している学生・生徒の方は、借家人賠償責任補償（オールリスク）特約、借用住宅修理費用補償特約および住宅内生活用財産補償特約をセットすることはできません。

(※2) 救済者費用等保険金については、救済対象者をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりで。

詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保障開始日と保障満了日にてご確認ください。

(5) 契約の継続

共済期間・保険期間の満了日の翌日（以下「継続日」といいます。）の前々月までに契約の継続停止やご加入内容の変更を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みがあったとみなし、卒業予定年まで契約の継続が行われます。

(6) 引受条件

- パンフレットをご参照ください。
- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、【注意喚起情報のご説明】の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレットにてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払いください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経験であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。【注意喚起情報のご説明】の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込書に記載された内容のうち、**★**印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等^(※)に関する情報

(※) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、下記に該当する場合もご契約内容の変更が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ・学校の種類の変更

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、代理店・扱者までご連絡ください。なお、施設・生産物賠償責任保険については、金額の多少を問わずご連絡ください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	・普通保険約款・特約に定めております。
--------	---------------------

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約^(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(※)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(※)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(※)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
学生・子ども総合保険 住宅内生活用財産補償 (大学生協用) 特約	火災保険 家財補償条項

3 保障の開始時期

新入学生の方が2020年3月31日までに加入申込み（保険料払込み）された場合は、2020年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。継続加入の場合は、2020年4月1日午後4時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

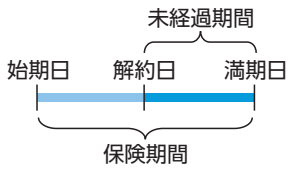
保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について(学生・子ども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者^(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。
(*) 傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社にお申出ください。
・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
<学生・子ども総合保険>
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
<施設・生産物賠償責任保険>
保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

P18をご参照ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
電話受付時間 平日▶9:00~20:00 土日・祝日▶9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)(海外からはご利用いただけません。)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。
万一、事故が起こった場合は
遅滞なく、下記にご連絡ください。
大学生協 共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 (ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))
受付時間 平日▶9:15~17:00
(土日・祝日および年末年始を除きます。)
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-52411におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のWebサイトをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

その他ご注意くださいこと

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
<保険金支払の履行期>
●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支

払すべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
○引受保険会社所定の保険金請求書○引受保険会社所定の同意書○事故原因・損害状況に関する資料○被保険者またはその代理人の保険金請求求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)○引受保険会社所定の診断書○診療状況申告書○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書○死亡診断書○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。
<共同保険のご説明>
この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、各保険会社の引受割合につきましては、代理店にご照会ください。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)
共栄火災海上保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

<代理請求人について>(学生・子ども総合保険のみ)

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*) 法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。(学生・子ども総合保険のみ) 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障がい保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
●ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス>(学生・子ども総合保険のみ)
日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
<示談交渉を行うことができない主な場合>
○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相

手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合○施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)・保険金額(ご契約金額)・保険期間(保険のご契約期間)・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要

I 入学前火災保障について

入学前火災保障期間は、賃貸借契約の契約開始日または学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)の発効日の前日までの期間とします。ただし、入学月の前月の1日から最長1か月とします。詳しくは、大学生協の学生総合共済のWebサイトをご覧ください。



重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

就学費用保障保険

学業費用補償特約(大学生用)・
疾病による学業費用補償特約(大学生用)付帯総合生活保険

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I 1 ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み **契約概要**
この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等 **契約概要** **注意喚起情報**
基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意 **注意喚起情報**
以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●学業費用補償特約(大学生用)
●疾病による学業費用補償特約(大学生用)
*1 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットした場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込書に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまご確認ください。

・加入申込書の「生年月日」、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
・加入申込書の「被保険者の他の保険(共済)契約」欄は正しくご記入いただいていますか?
・加入申込書の「被保険者の職業の有無」「職業の種類または職種」欄は正しくご記入いただいていますか?
*ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
*上記の欄について事前に打ち出している場合は、内容に誤りがないことをご確認ください。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込書」もしくは「変更申込書」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合
・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
・既にご加入されているがご継続されない場合

4. 保険金額の設定 **契約概要**
この保険の保険金額は、口数により異なります。1口あたりの保険金額は、パンフレット等をご確認ください。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**
ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 **契約概要**
(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**
保険料は卒業予定年により異なります。卒業予定年ごとの保険料については、パンフレット等をご確認ください。
(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 2 ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 **注意喚起情報**
加入申込書に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります)。
お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※告知事項かつ通知事項には★☆のマークが付されています。通知事項については【Ⅲ-1 通知義務等】をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①および②をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①および②の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:通知事項
①総合生活保険(傷害補償)
職業・職務等^{*1}が告知事項かつ通知事項(★☆)となります。
他の保険契約等^{*2}が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

- ②総合生活保険（こども総合補償）
 職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項（★☆）となります。
 生年月日、他の保険契約等*2が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 *2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

- 2. クーリングオフ** **注意喚起情報**
 ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

- 1. 通知義務等** **注意喚起情報**
【通知事項】
 加入申込書に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記【Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】】をご参照ください。
【その他ご連絡いただきたい事項】
 ●すべての商品共通
 ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
【ご加入後の変更】
 ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、〈お問い合わせ先〉の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

- 2. 解約されるとき** **契約概要** **注意喚起情報**
 ご加入を解約される場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
 ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 *1 解約日以降に請求することがあります。
 *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

- 3. 保険の対象となる方からのお申出による解約** **注意喚起情報**
 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

- 4. 満期を迎えるとき** **契約概要**
【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】
 ●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
 ●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。
【更新後契約の保険料】
 保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
【保険金請求忘れのご確認】
 ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、〈お問い合わせ先〉まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

- 【更新加入申込書記載の内容】**
 更新加入申込書に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
【ご加入内容を変更されている場合】
 ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

- 1. 個人情報の取扱い** **注意喚起情報**
 ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のWebサイト（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のWebサイトをご参照ください。
 ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

- 2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について**
 ●総合生活保険（傷害補償、こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
 ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
 ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

- 3. 保険会社破綻時の取扱い等** **注意喚起情報**
 ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。


保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

- 4. その他ご加入に関するご注意事項**
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

- 加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、パンフレットおよび加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
 ご不明な点がありましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
 ●契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記（共同保険引受保険会社について）をご確認ください。

- 5. 事故が起こったとき**
 ●事故が発生した場合には、直ちに〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
 ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 ・被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受けたことを証明する書類
 ・賃貸借契約書および被保険者が負担する賃借料の金額を証明する書類
 ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 *1 法律上の配偶者に限ります。
 ●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

注意喚起情報
東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご意見・ご相談等は〈お問い合わせ先〉にて承ります。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のWebサイトをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）
 0570-022808
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）
通話料 有料

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社Webサイトでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、Webサイトに保険約款を掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入申込書へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のWebサイトのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp
--

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国大学生協共済生活協同組合連合会が有します。

<共同保険引受保険会社について>
 東京海上日動火災保険株式会社
 共栄火災海上保険株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、代理店にご照会ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）
本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

- 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。**
- 保険金をお支払いする主な場合
 保険金額、免責金額（自己負担額）
 保険期間
 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

- 2. 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。**
- 加入申込書の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
 加入申込書の「契約申込者（学生）の他の保険（共済）契約」欄はご確認されていますか？
 加入申込書の「被保険者の職業の有無」「職業の種類または職種」欄は正しくご記入いただいていますか？
 * 「職業の種類または職種」が「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）の方はご加入できません。

- 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？**
 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 *1 例えば、学業費用補償特約（大学生用）をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201905

<2019年10月1日以降始期契約用>